

# 福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊22)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目	次—	ページ
交	通	局

○福岡市交通局会計規程の一部改正（規程第14号）	1
--------------------------	---

## 交 通 局

福岡市交通局会計規程の一部を改正する規程を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市交通事業管理者 小 野 田 勝 則

### 福岡市交通事業管理規程第14号

福岡市交通局会計規程の一部を改正する規程

福岡市交通局会計規程（昭和56年福岡市交通事業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の2」に、「第84条」を「第84条の2」に改める。

第7条中「総務部財務課長（以下「財務課長」という。）」を「財務課長」に改める。

第10条第1項ただし書中「管理者が特に認めた物品については、帳簿による整理を省略することができる」を「第59条の2各号に掲げる物品についてはこの限りではない」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（総務課長の帳簿）

第10条の2 前条に定めるもののほか、総務課長は、次に掲げる帳簿を備え付け、その主管に属する事項を整理しなければならない。

- (1) 入札保証金整理簿
- (2) 契約保証金整理簿

第11条中「前条」を「第10条」に改め、「営業部」及び「運輸部」を削る。

第12条第1項第7号及び第8号を削る。

第14条第1項中「、小切手」を削る。

第4章中第16条の次に次の1条を加える。

（現金等の亡失、き損の報告）

第16条の2 企業出納員、現金取扱員、資金前渡者及び地方公営企業法（昭和27年法律第

292号) 第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の規定により公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)は、その保管又は取り扱う現金、有価証券若しくは譲渡性預金証書を亡失し、又はき損したときは、直ちにその原因を明示して現金等亡失、き損報告書を作成し、これを管理者に提出しなければならない。

第19条第1項中「営業部営業課(以下「営業課」という。)」を「営業課」に改め、「(昭和27年法律第292号)」を削り、同条第3項中「地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の規定により公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第26条の見出し中「収入計箋及び」を削り、同条中「総務部財務課(以下「財務課」という。)」を「財務課」に改め、「これを収入計箋を作成添付のうえ」を削る。

第36条第1項中「小切手とともに」及び同項後段を削る。

第37条第1項中「小切手とともに口座振替支払通知書を出納取扱金融機関に交付して」及び同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

3 財務課に属する企業出納員は、第1項の規定による支出をするときは、出納取扱金融機関に口座振替支払通知書を交付し、又は出納取扱金融機関との間に結合を行っている通信回線を使用して支払の内容に係る情報を送信しなければならない。

第38条及び第39条を次のように改める。

第38条及び第39条 削除

第41条第2項中「総務部職員課長(以下「職員課長」という。)」を「職員課長」に改め、同項ただし書中「総務部職員課職員係長」を「職員課職員係長」に改める。

第57条を次のように改める。

第57条 削除

第59条中「によりする」を「により区分する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 企業出納員は、決算品(有形固定資産を除く。)にあつては備品台帳、物品出納簿及び乗車券受払簿により、貯蔵品にあつては貯蔵品出納簿により、不用品にあつては不用品整理簿によりそれぞれその出納を整理しなければならない。

第59条の次に次の1条を加える。

(帳簿記載の省略)

第59条の2 次の各号に掲げる物品については、前条第2項の規定にかかわらず、帳簿による整理を省略することができる。

- (1) 官報、公報、新聞又は雑誌その他これらに類するもの
- (2) 宣伝又は贈与の目的をもつて購入し、直ちに配布し、又は贈与するもの
- (3) 儀式、祭典及び諸会合に使用するため購入し、直ちに消費するもの
- (4) 出張先で購入し、直ちに消費するもの

- (5) 修理のため購入し、直ちに取っつけ又は費消するもの  
 (6) 試験、検査等のため購入し、直ちに費消するもの  
 (7) 前各号に掲げるもののほか、消耗品及び原材料で、企業出納員が受け入れた後、直ちに使用に供し、又は保管転換する等のため、払出しを行うもの  
 (8) その他管理者が指定するもの

第61条を次のように改める。

第61条 削除

第64条を次のように改める。

第64条 削除

第65条の見出しを「(貯蔵品の交付請求)」に改める。

第70条に次の1項を加える。

- 2 前項の保管換は、物品保管換伝票により行うものとする。ただし、第59条の2各号に掲げる物品については、物品保管換伝票の作成を省略することができる。

第71条の次に次の1条を加える。

(物品の整理)

第71条の2 企業出納員は、次の各号に掲げる物品について備品整理票を付けて整理しなければならない。ただし、備品整理票を付けることができないとき、又は不適当なときは、その他の適切な方法により表示し、帳簿との照合に支障のないようにしなければならない。

- (1) 有形固定資産のうち、工具器具及び備品  
 (2) 簿外物品のうち、その性質又は形状を变じることなく相当長期間にわたり使用できるもの及びその性質が消耗性のものであつても標本、陳列品又はこれらに類するものとして保管するもの

第10章中第84条の次に次の1条を加える。

(減損に係る会計処理)

第84条の2 財務課長は、固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は別に定めるところにより減損損失を認識すべきものについて、その時の当該固定資産の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額を当該固定資産の帳簿価額として付し、減損に係る会計処理を行わなければならない。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

別表第1

設置箇所	企業出納員		取扱事務
総務課	総務課長	総務係長	収納金の収納及び物品の出納
広報戦略課	広報戦略課長	企画係長	収納金の収納及び物品の出納

職員課	職員課長	職員係長	収納金の収納及び物品の収納
教習所	教習所長	人材育成係長	収納金の収納及び物品の収納
財務課	財務課長	会計係長	金銭の収納、物品の収納及びその他の会計事務
営業課	営業課長	営業係長	収納金の収納及び物品の収納
D X 推進課	D X 推進課長	情報システム係長	収納金の収納及び物品の収納
安全推進課	安全推進課長	安全推進係長	収納金の収納及び物品の収納
運転課	運転課長	運転保安係長	収納金の収納及び物品の収納
姪浜乗務事務所	姪浜乗務事務所長	教育指導係長	収納金の収納及び物品の収納
橋本乗務事務所	橋本乗務事務所長	教育指導係長	収納金の収納及び物品の収納
駅務管理課	駅務管理課長	駅務指導係長	収納金の収納及び物品の収納
技術課	技術課長	技術管理係長	収納金の収納及び物品の収納
施設課	施設課長 課長（建築設備担当）	機械設備係長	収納金の収納及び物品の収納
電気課	電気課長	電力係長	収納金の収納及び物品の収納
計画課	計画課長	計画係長	収納金の収納及び物品の収納
車両課	車両課長	計画係長	収納金の収納及び物品の収納
姪浜車両工場	姪浜車両工場長	施設係長	収納金の収納及び物品の収納
橋本車両工場	橋本車両工場長	施設係長	収納金の収納及び物品の収納
姪浜保守事務所	姪浜保守事務所長	保線係長	収納金の収納及び物品の収納
橋本保守事務所	橋本保守事務所長	保線係長	収納金の収納及び物品の収納

## 附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。